

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 9 1 号
令 和 元 年 1 1 月 6 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

サービス付き高齢者向け住宅事業からの暴力団排除の推進について（通達）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業（以下「サ高住事業」という。）からの暴力団員排除を推進するため、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成31年3月19日付け警察庁丁暴発第111号。以下「旧通達」という。）別添の「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号。以下「旧合意書」という。）に基づき、サ高住事業の登録制度において暴力団情報の提供に関する運用を図っているところであるが、昨今における情報提供の運用実態を踏まえ、警察庁においては、厚生労働省及び国土交通省と協議の上、新たに別添1「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号）のとおり合意し、令和元年11月1日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあつては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本件に関しては、別添2「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（令和元年11月1日付け老高発1101第2号、国住心第197号）が発出されているので参考とされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 概要

サ高住事業とは、高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であつて、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。）を入居させ、日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業をいう。

サ高住事業を行う者は、サ高住事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームを構成する建築物ごとに、都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。）の登録を任意で受けることができ、登録を受けた事業者については、補助金の交付や必要な融資等を受けることができる。

2 排除対象者

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第8条第1項第4号関係）

- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当する者があるもの（法第8条第1項第6号関係）
- (3) 法人であって、その役員又は高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）第2条で定める使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（法第8条第1項第7号関係）
- (4) 個人であって、政令第2条で定める使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（法第8条第1項第8号関係）
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第8条第1項第9号関係）

3 都道府県警察における対応

(1) 照会に対する回答

都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサ高住事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、法第5条第1項に規定する登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者又は法第9条第1項に規定する登録事業者（以下「登録申請者等」という。）について、2の排除対象者に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（合意書別記様式第1号）及び電磁的記録媒体により照会を行う。

よって、当該照会を受理した暴力団対策主管課長は、当該登録申請者等について必要な調査を行った上、速やかに回答書（合意書別記様式第2号）により回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長は、登録制度主管課長からの照会以外により、登録申請者等が2の排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、速やかに文書（合意書別記様式第3号）により通知すること。

別添2は省略

別添1

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第182号
老高発1101第3号
国住心第197号
令和元年11月1日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
山 浦 親 一

厚生労働省老健局高齢者支援課長
齋 藤 良 太

国土交通省住宅局安心居住推進課長
川 野 宇 宏

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省及び厚生労働省は、下記のことについて合意する。

なお、本合意書は令和元年12月14日以降効力を有することとし、同日をもって「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）は廃止する。

記

1 照会手続

- (1) 都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、次に掲げる者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）。以下「登録申請者等」という。）について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第8条第1項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄

する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

①高齢者住まい法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者

②高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者

(2) 登録制度主管課長は、前記(1)による照会に電磁的記録媒体を用いることができる。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。

(3) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、速やかに調査の上、登録制度主管課長に対し、文書（別記様式第2号）により回答する。

2 通知手続

暴力団対策主管課長は、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 措置の通知

登録制度主管課長は、登録拒否要件に該当する旨の前記1(3)に規定する回答又は前記2の通知を受けた場合は、登録の拒否等を行い、当該措置を講じた旨を、別記様式第4号により暴力団対策主管課長に通知するものとする。

4 保護措置

暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、登録制度主管課長が登録の拒否等を行う場合において、登録制度主管課長から要請、相談等を受けた場合は、登録制度主管課長と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付については、原則として、手交を持って行うものとする。ただし、双方の所在地が遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができる。

いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達防止、外部への漏洩防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長とは、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、登録制度主管課長は国土交通省住宅局安心居住推進課長及び厚生労働省老健局高齢者支援課長に対してそれぞれ報告するものとする。

以上

別記様式は省略